R5 武蔵五日市駅前拠点施設建設工事設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)目的

あきる野市では、平成4年に、当時の五日市町が、秋川流域4市町村(秋川市、五日市町、日の 出町及び檜原村)による秋川流域の文化、観光・レクリエーション等の拠点となる「秋川流域総合 センター」を整備するために取得した武蔵五日市駅前市有地を活用するため、令和5年に「武蔵五 日市駅前市有地活用計画」(以下「活用計画」という。)を策定した。

R5 武蔵五日市駅前拠点施設建設工事設計業務は、本計画に示された市有地活用の基本理念等を具体化し、秋川流域及び五日市地域の活性化に寄与する武蔵五日市駅前拠点施設を建設することを目的とする。

- (2)件 名 R5 武蔵五日市駅前拠点施設建設工事設計業務委託
- (3) 業務内容 拠点施設の建設工事に係る基本設計業務及び実施設計業務
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

2 計画概要

拠点施設の計画概要は、次のとおりとする。

拠点胞故の計画做安は、外のとわりとりる。 		
項目	内 容	
施設名	武蔵五日市駅前拠点施設	
所在地	東京都あきる野市舘谷台26番地1外	
用途地域等	近隣商業地域、第2種高度地区、準防火地域、武蔵五日市駅前地区計画	
建ペい率・容積率	建ぺい率:80%・容積率:300%	
敷地面積	約1, 100~1, 200㎡	
地目等	宅地	
建設条件	想定用途	
	【建築物】	
	・移住定住窓口	
	・観光情報等発信コーナー(秋川流域関連)	
	・多目的ホール(約100人収容)(キッズスペースあり)	
	• 休憩施設	
	・更衣室	
	・ロッカールーム	
	・想定延床面積:約400 m ²	
	構造:木造1階建 1棟	
	【外構工事】	
	・キッチンカー等を駐車できるスペース	
	・イベント広場	
	• 緑地帯	

	※ 建物に使用する木材は、できる限り多摩産材を活用すること。
	※ 建物の入口側には、雨よけなどのために滞留できる空間を設けること。
	※ 用途、延床面積及び構造については、あくまで想定である。地下は不可
	とする。
	※ その他施設の機能が向上すると思われる設備
工事概算額	288,000,000円(税込)
	※ この金額の範囲内で実現可能な提案とする。
	※ この金額には、建築工事費、電気・機械設備工事費、付帯工事費及び外
	構工事費を含むものとする。また、造付家具についても同様とする。
その他留意事項	・設計:令和5年度
	・工事:令和6年度
	・建築基準法(昭和25年法律第201号)や関係法令を遵守すること。

3 提案限度額(予算)

提案限度額は、29,462,122円(消費税及び地方消費税相当額含む。)とする。 なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである ことから、仕様書に係る経費等の当該事業構築に係る全ての経費を含むものとする。

4 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受注候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受注候補者として特定する。ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受注候補者を特定しない場合がある。

- 5 実施形式(本プロポーザルの選定方法及び理由)
- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 理由

活用計画を踏まえ、市有地活用、地域活性化の目標達成に向けた施設建設について専門的見地から提案を受けるため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、本事業実施に必要となる適性を有する事業者を選定するものである。

6 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、参加資格審査後に、いずれかの要件に該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市 における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でない こと。

- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和5年9月11日(月)から10月25日(水)までの間において、あきる野市競争入札参加 有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱(平 成22年あきる野市通達第37号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けた 者であること。
- (6) 建築士法第26条の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。
- (7) 平成30年4月1日以降において、元請けとして、地方公共団体が発注する拠点施設等の建設工事設計業務(基本設計及び実施設計)の受注(契約)実績があること。なお、地方公共団体発注の PFI事業等において、構成企業・協力企業等として行った業務も同種実績とみなす。

7 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示 (案件公表)	令和5年 9月11日(月)
参加申込書の提出期限	令和5年 9月19日 (火) 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和5年 9月20日(水)
質問の提出期限	令和5年 9月27日(水)午後5時まで
質問に対する回答予定日	令和5年 9月29日(金)
企画提案書等の提出期限	令和5年10月13日(金)午後5時まで
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施	令和5年10月25日(水)
審査結果の通知(発送)	令和5年10月下旬(予定)
審査結果の公表	※ 受注候補者として特定した者との契約
	締結後

8 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加申込書(様式第1号)等の書類を次のとおり提出すること。

- (1)提出期限 令和5年9月19日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課観光まちづくり推進係
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、必着とする。)
- (4)提出書類
 - ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 法人登記事項証明書(写し)
 - ウ 事業者概要書(様式第2号)
 - エ 業務実績調書 (様式第3号) 及び契約書の写し等
 - オ 担当者の経歴書等
 - (ア) 技術者の概要(様式第4号)

- (イ)管理技術者の経歴等(様式第5号)及び主任担当技術者の経歴等(様式第6号)
- (5) 提出部数 2部(正本1部、副本1部)

9 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和5年9月20日(水)に参加資格審査結果通知書(様式第7号)により、参加希望者に通知する。

10 辞退届

参加申込書(様式第1号)を提出後に参加を辞退する場合は、持参又は郵送のいずれかの方法で、 参加辞退届(様式第8号)を速やかに提出すること。

11 質問票等の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、質問票(様式第9号)に記載の上、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、令和5年9月29日(金)までに市ホームページに掲載する。

- (1)提出期限 令和5年9月27日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課観光まちづくり推進係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX

12 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

ア 企画提案書

活用計画、仕様書、特記事項等の内容を踏まえ、以下の項目に従って作成すること。

- (ア) 業務の実施方針等について
 - a 業務実施方針
 - b 業務の取組体制及び工程計画
 - c 特に重視する設計上の配慮
 - d その他業務実施上の担当チームの強み、特徴等

(イ) 企画提案書のテーマ

「13 企画提案書のテーマ」に基づき作成すること。

イ 参考見積書(価格提案書)及び参考見積書内訳書

参考見積書(価格提案書)の金額は、税抜価格で記載すること。参考見積書(価格提案書)の金額に消費税及び地方消費税を加えて得た額が「3 提案限度額」に示す額を超過した場合は、無効とする。

- ※ 上記提出書類の様式は、全て任意とする。
- (2) 提出書類作成に当たっての注意事項
 - ア 申込みは、1事業者につき、1件とする。
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。
 - ウ 原則として、提出書類の内容変更はできない。
 - エ 企画提案書には、事業者を特定することができる内容の記述(具体的な事業者名や実績の名称

- 等)を記入しないこと。
- オ 視覚的表現については、文章を補完するために必要な範囲においてのみ使用できるものとし、 設計の内容が具体的に表現されたものにならないように注意し、具体的な図面、模型(模型写真 を含む。)、透視図等を使用しないこと。なお、文章を補完するための写真、イラスト及び部分的 なイメージ図は使用できることとする。
- カ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。
- (3) 提出部数 15部(正本1部、副本14部)
- (4) 提出期限等
 - ア 提出期限 令和5年10月13日(金)午後5時まで
 - イ 提出場所 あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課観光まちづくり推進係
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、必着とする。)

13 企画提案書のテーマ

企画提案書の作成に当たっては、活用計画に基づき、あきる野市の地域特性や、周辺環境との調和 等を十分考慮し、また日照、採光、通風による良好な環境条件の確保や、防災性、防犯性を備えてい ること。

【テーマ1】情報等の発信を行う場

秋川流域の観光の玄関口として、秋川流域の魅力を伝え、市有地に訪れた人々が流域における回遊性、滞在性を更に高められるよう、観光スポットなどの情報とともに、地域資源や特産品、アクティビティ、移住などに関する情報も発信を行う場とする。

【テーマ2】様々な人が集い、学び、憩うことができる場

各種イベント等を通じて、観光客やアウトドア愛好家、地域住民、学生などの多様な人々が 集い、学び、憩い、思いを共有でき、また、交通結節点である武蔵五日市駅前に隣接している ことから、観光客や通勤・通学者、地域住民が快適に滞留できること。さらに、大規模災害等 に伴い、帰宅困難者が安心して過ごせる場とする。

【テーマ3】地域の活性化に繋がる場

秋川流域で地域活性化の取組等を行っている様々な団体、商業者・観光事業者などと連携した イベント等を通じて、秋川流域の活性化に繋がる場とする。

【テーマ4】行政のまちづくりの考え方を伝えられる場

交流人口・関係人口の創出、定住人口の増加を視野に入れながら、移住・定住促進、自治体 DXや地球温暖化対策の推進、多摩産材の利用促進、子育て支援策など、行政のまちづくりに関 する考え方を伝えられる場とする。

<導入機能・施設イメージ>

導入機能		導入機能の施設イメージ
情報	情報発信機能	観光情報や商業施設、イベント情報、周辺のアクティビティに 関する情報を発信できる施設
発 信	行政サービス機能	移住・定住促進、子育て支援など、行政のまちづくりに関する 情報や行政サービスを提供できる施設

集会・交流	集会・交流機能(屋 内)	小規模なイベントやセミナーなどが開催できる多目的ホール (キッズスペースあり)
	集会・交流機能(屋 外)	様々な用途に活用できるイベント広場
	飲食機能	市内(市内に出店予定)の商業者やキッチンカーが出店できる スペース
憩い・滞留	休憩機能	アウトドア等で本市を訪れた人や公共交通の乗り換えなどの人 が休憩できる施設
	避難所機能	帰宅困難者等の収容施設
	緑地機能	生物多様性に配慮した緑地帯

※ 地元商業者や観光事業者などとの兼ね合いに留意すること。

14 審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (1) 開催日 令和5年10月25日(水)
- (2)場 所 あきる野市役所庁舎内(予定)
- (3) 所要時間 1事業者につき、40分以内(審査前後の準備作業を含む。)
- (4) 内 容

ア 企画提案書の説明(20分以内)及び質疑応答(10分程度)

イ 提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施すること。また、審査委員から の質問に対して簡潔に回答すること。なお、プロジェクター1台及びスクリーン1枚は市で用意 するが、パソコン等の機器は持参すること。

(5) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当を予定する技術者、技術担当者のいずれか1人 以上とし、本事業の目的及び技術的特徴を網羅的に理解している者が実施すること。

なお、会場に入室できる者は3人までとする。

(6)集合時間

参加事業者ごとの集合時間等は、別途通知する。

15 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、参加事業者の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング内容を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受注候補者として特定する。 次の審査基準(審査項目及び点数配分)に基づき審査する。

(1)審査項目及び点数配分

No.	審査項目	点数配分
1	事業者概要、担当チームの実力、業務実績等	20%
2	業務実施方針等	1 5 %

3	企画提案書の内容(テーマ毎に沿った的確な設計、工夫、独創性等)	5 0 %
4	質疑応答 (説明内容、説明態度、質疑に対する回答の適格性等)	10%
5	参考見積書(価格提案書)の妥当性	5 %
	合 計	1 0 0 %

(2) その他

- ア 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は参考見積書(価格提案書)の低い方を上位とし、 参考見積書(価格提案書)も同額の場合はくじにより決める。
- イ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5 分の3に満たない参加事業者は、受注候補者として特定しない。
- ウ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合又は提出書類 に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

16 審査結果の通知及び公表

参加事業者全員に対し、審査委員会において審査した結果を審査結果通知書(様式第10号)により通知する。

審査結果については、受注候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加事業者の点数(事業者名は非公開)を市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

17 契約の締結

契約の締結に当たっては、受注候補者の特定後、速やかに随意契約の手続を行い、契約を締結する。 仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、 契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類(企画提案書等)の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りでない。
- (3)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (5)提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例(平成9年あきる野市条例第17号)に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受注候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受注候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

19 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課観光まちづくり推進係

所 在 地:〒190-0164 あきる野市五日市411番地

電話番号: 042-595-1135 FAX番号: 042-595-1141

メールアドレス: 041001@akiruno-info.tokyo.jp